

## 新型コロナウイルス肺炎の感染拡大防止に関する申し入れ（第7回）

流山市長 井崎 義治 様

2020年 5月 27日

日本共産党流山市議団・日本共産党流山市委員会

新型コロナウイルス感染症は、26日に残されていた東京・千葉など首都圏、北海道も含め全国で「緊急事態宣言」が解除され、新たなステージを迎えています。

日本共産党流山市議団と流山市委員会は、「住民の福祉の増進」という地方自治体の本来の役割を、流山市がいまこそ発揮し、人員、財政を総動員した感染拡大の防止、コロナ禍の下でも市民の命、暮らし、営業を守り抜く立場で、以下の点について要望します。

### I. 医療機関と医療従事者の活動に本格的財政支援を

#### (1) 検査体制を抜本的に強める

1. 県内9つの医療圏にPCR検査センターを設置する計画が、東葛北部医療圏で確実に実施されるよう千葉県に働きかけること。また、県全体として陰圧設備及び機器整備（遠心分離機・遺伝子抽出機）を増強し、国の承認が下りれば、感染リスクが抑えられる唾液によるPCR検査を積極的にすすめるよう千葉県に要望すること。
2. 本市においても医師会によりPCR検査センターが開設・運営されるよう、流山市が全面的な財政支援をおこなうこと。ドライブスルー、ウォークスルー方式の導入を推進するために、要望があれば、市有地や市施設などを活用すること。
3. 県の責任で、医師が必要と判断した患者のPCR検査が保健所を通さずに行える仕組みを、一刻も早く県内全域で整備するとともに、保健所の負担軽減と体制強化のための支援を強めるよう千葉県に要望すること。
4. 院内感染防止等のために、医療機関がおこなっているPCR検査に対し、「陰性」の場合でも医療機関の経費負担を増やさないよう医療保険の適用を全面的に認めるよう国に要望するとともに、実現までの間、流山市が全面的な財政支援をおこなうこと。すべての妊婦と、立ち会いを希望するパートナーが公費でPCR検査を受けられるようにすること。
5. PCR検査と並行して、県の財政負担で抗原検査、抗体検査の活用を積極的にすすめるよう千葉県に要望すること。

#### (2) 新型コロナ患者に対応する万全な医療体制を確保するとともに、医療機関への財政支援を抜本的に拡充し医療機関を守ること。縮小を余儀なくされている医療体制全体の立て直しを急ぐ

1. 感染症指定病院がない本市においても、中等症患者受け入れを検討する必要がある。その際、中等症患者、無症状・軽症患者ごとに、新型コロナウイルス感染者受け入れ病床、宿泊療養施設を一刻も早く確保すること。移行期・蔓延期の医療体制確保も見据え、日本医師会が提唱している「コロナ専門病棟」の設置をすすめること。感染者の診療とそれ以外の診療区域を明確に区別

し、感染拡大防止策を徹底すること。県の全面的な財政負担で発熱外来の設置を促進するよう千葉県に要請すること。

2. 院内感染を防ぐための医療材料の確保、供給をすすめること。人工呼吸器、ECMO（エクモ）の確保とともに、医療機器の管理・運用のための専門スタッフの養成・配置を急ぐこと。
3. 新型コロナ感染症対策の推進と基幹病院（5病院）の経営危機を回避し、地域医療をまもるために、市として当面5億円の財政支援をおこなうこと。また、経営難、経営危機に直面している医療機関を守るため、財政支援を抜本的に強めるよう千葉県に要請すること。
4. 今秋以降のインフルエンザの流行をおさえ、医療崩壊をくいとめるために、インフルエンザワクチンが十分に供給されるよう、国・県とともに準備をすすめること。また、市臨時職員、保育、学童、学校及び、業務委託や指定管理業務を担う全職員へ、早期接種を誘導するためインフルエンザ予防接種の費用助成を行い、インフルエンザとコロナウイルスの同時、感染拡大を最大限防止する取り組みを準備すること。

### （3） 感染対策の最前線にたつ医療従事者等への支援を抜本的に強める

1. 新型コロナウイルス感染症の治療や検査等に当たっている医療従事者及び、介護、福祉、保育、教育、ゴミ収集作業、緊急融資や国の給付金等の相談業務に従事する商工会議所職員、ぐりーんバス乗務員など感染リスクが高い下で、市公共サービスを担った人たちを対象にした「危険手当」を支給すること。
2. 医療従事者及び、介護、福祉、保育、教育、ゴミ収集、緊急融資や国の給付金等の相談業務に従事する商工会議所職員、ぐりーんバス乗務員など、市公共サービスを担わざるを得ない現場で働く人たちが、公費で定期的にPCR検査を受けられるようにすること。

## II. 市民の営業と雇用、暮らしを支える補償と支援を

1. 国や県による50%以上の減収という線引きをやめ、「緊急事態宣言」のもとでの休業等により減収になっているすべての中小企業、個人事業主等に協力金を支給すること。
2. 緊急融資及び雇用調整助成金、持続化給付金、千葉県中小企業再建支援金は、迅速に執行するなど、営業を守り抜くためのあらゆる措置を商工会議所と一体で図ること。
3. 法人市民税法人割における市独自の超過課税はやめること。また、「テナント支援協力金」の支給対象外となった自家所有物件の事業所等への支援として、同程度の固定資産税等の減免を行うこと。
4. 今年度の広告及びマーケティングは、首都圏に対する市の売り込みではなく、市内事業者の様々な取り組みを市民へ周知し、市と地域を支える地域産業の振興・育成に力を注ぐこと。
5. 生活が困窮している若者、低所得世帯への家賃助成、非正規労働者、フリーランス等に対する生活費の補償をおこなうこと。また、5月20日からはじまった学生・院生などへの『学生応援給付金』の対象・条件は、住民票と新型コロナウイルス感染症によるバイト代の減収を示す書類にとどめるなど大幅に緩和し、支援を受けやすくすること。
6. 特別定額給付金については、詐欺等への対応を強化しつつ、1日でも早く届くよう、対策室の体

制を拡充するとともに、相当量の事務が集中する場合には、水質汚染事故（2012年5月）対応同様に、全庁的に人員を臨時的に集中させるなど「全庁一丸」となった対応を図ること。申請内容の不備が大変多く、審査・事務処理に多くの時間を要する定額給付金のオンライン申請は中止すること。

### III. 福祉・介護、保育、教育など社会的インフラへの支援を

1. 介護、福祉、保育などの現場で、感染の危険性に向き合いながら、社会的役割を發揮している方々の命と健康を守るための感染防止対策を抜本的に強化すること。利用者の減少等のため経営が困難に直面している介護・福祉施設、保育園等への減収補填をおこない、地域の介護・福祉機能を守り抜くこと。
2. 生活保護の申請にあたっては、丁寧な支援をおこない、必要な人がすみやかに利用できるようにすること。申請手続きを簡素化し、オンライン申請を導入すること。また業務量を増やしている教育扶助又は生業扶助における「教材代」の扱い等は徹底した効率化を図ること。
3. 女性や子ども、高齢者等に対する暴力、虐待を防止するための相談体制の強化、シェルターや居場所としてのホテルの確保、支援につなげるための広報活動の強化をすすめること。
4. 学校再開後は、三密を避け、現場の創意工夫を最大限応援し、よりきめ細かい教育をおこなえるよう、予算増額と人員増員に努めること。また千葉県に対し、少人数学級と必要な教職員の増員とともに、前期後期一本化される2021年の県立高校受験については、過度な競争教育の是正（1998年6月、国連児童の権利に関する委員会の勧告）に向け対応を図るよう要望すること。
5. 梅雨から夏にかけての水害や猛暑などの災害、震災等に万全の備えをおこなうこと。避難所の整備にあたっては、「密」状態を避けることをはじめ、感染拡大防止とプライバシー、ジェンダーに配慮した抜本的な改善（1部屋だけの耐震化、家具の転倒防止や防災ラジオの導入の支援、補聴器購入助成など）をはかること。
6. 高齢者世帯、低所得者世帯などへのエアコン設置助成をおこなうこと。

### IV. 市の体制強化について

1. 宣言解除後、市対策本部・連絡会議における中心的事務局は、健康福祉部から総合政策部及び総務部で所管し、施策の進行管理を全庁的に行うこととし、健康増進課については、平時の業務に加え、前年度からの積み残し業務の執行、かつ、国も発生を認めているクラスター対策、感染拡大を想定した医療体制の維持・確保に専念させること。
2. 保健医療関係者を、対策本部及び連絡会議の専門委員として委嘱し、今後の感染拡大に、専門的かつ、迅速・適切に対応できる体制へ強化すること。

以上